

大規模災害に伴う経済支援について

これまで災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害被害により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。対象に該当し、希望する場合は、下記により申請してください。

(1) 支援対象者

災害救助法適用地域の被災学生のうち、次の2点すべてに該当する者に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。※ 独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ① 令和5年4月1日以降発生した災害において、主たる学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、り災した事実を公的証明書等により証明可能な学生

災害救助法適用地域（JASSO ホームページ参照）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/index.html>

- ②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった場合

○主たる学資負担者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合

入学料免除申請について

○入学手続き時には入学料を納付しないで、「入学手續申請書」の「入学料免除を申請する。」にチェックを入れ、

入学料免除申請の意思を示してください。

○入学手続き時の意思表示の外に、別途下記（2）①と②の提出が必要です。

○入学料の納付が困難な方を対象としています。入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

(2) 申請書類

- ①入学料・授業料免除願（所定用紙）

→東北大学HPからダウンロード、又は経済支援係窓口にて受領。<https://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

- ②死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

→独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

※その他必要書類を求める場合があります。

(3) 申請先

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係
川内北キャンパス 教育・学生総合支援センター1階④番窓口
〒980-8576 仙台市青葉区川内4 1番地 電話：022-795-7816

郵送で提出する場合（申請最終日消印有効）

- 簡易書留やレターパック※等、配達記録の残る方法で送ってください。
※レターパックはポストに投函できますが、投函した時間によって、消印が翌日以降になる場合があります。締切日前日や当日に郵送する場合は、郵便局から送ることをお勧めします。
- 到着確認の問い合わせにはお答えできません。追跡番号を利用し、ご自身で確認してください。
- 送付書類が何かわかるように、封筒の表に朱書きで「大規模災害被災に伴う授業料免除願在中」と記入してください。

(4) 申請期間

在校生 2月19日（月）～ 3月11日（月）まで

新入生 合格発表～ 3月27日（水）まで

※締切期日以降の申請、消印のものについては、受け付けませんので注意してください。

※令和6年度後期分の申請期間は、令和6年8月上旬に大学ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口）

電話：022-795-7816 平日8：30～17：00